

特別徴収への切替申出書の記載例

新規採用等により新たに特別徴収したい場合や、普通徴収の受給者を特別徴収に切替えたい場合は、この「特別徴収への切替申出書」(次ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。)を京都市市税事務所法人諸税室(特別徴収担当)へ提出してください。

ダウンロードページへのリンクはこちら →
または裏表紙をご覧ください。



【記載例】

特別徴収への切替申出書									
交付印 (あて先)京都市長	給与 振替 支取 先 名 姓 氏名	指定番号 ① 押している(右に記入してください) ② 押していない(記入不要) (〒 604 8571)	180001	所属 人事課	氏名 鴨川 花子	電話 075-123-4567	この申出書に 関する同封書に お答えされる方		
7年7月20日提出	所在地 (住所) 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地	フリガナ ラクチュウショウジカブシカイシャ		氏名 姓 山科 太郎	氏名コード 221122 33445	年 額 44,200 円	納付済の納期 及び納付済額 1 期分まで納付済	11,200 円	普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替を希望します。
生 年 月 日 50 年 12 月 20 日	フリガナ ヤマシナ タロウ	氏 名 山科 太郎	生 年 月 日 50 年 12 月 20 日	普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替を希望します。	連 絡 手 続 前勤務先を退職されて間もない場合等で、普通徴収の納付書をお持ちでない場合は、記入不要です。				

* 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替えはできません。
また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替えができない場合があります。
* 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。

記入に当たっての注意点

- (1) 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分につきましては、特別徴収への切替えはできません。また、「指定納期限」と記載がある納付書は、切替えができない場合があります。
- (2) 65歳以上で公的年金を受給されている方につきましては、年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。
- (3) 特別徴収開始月は、原則として、以下のとおりとなります。特に開始月の希望がある場合は、表外の「開始希望月」欄に記入してください。
 - 毎月1日から10日までに到着した場合…翌月から特別徴収開始
(例) 7月10日に到着した場合…8月開始(税額通知書は7月末に発送します)
 - 毎月11日から月末までに到着した場合…翌々月から特別徴収開始
(例) 7月11日に到着した場合…9月開始(税額通知書は8月末に発送します)
- (4) 提出された「特別徴収への切替申出書」のうち令和7年4月16日以降に受け付けたものについては当初に送付する通知書には反映されていないため、変更通知書により翌月以降に通知します。(特別徴収の開始月は7月以降となります。)
- (5) 二重納付防止のため、本人あてに送付された納期限前の普通徴収の納付書がある場合は、この申出書に同封してください。
本人あての「普通徴収の納税通知書」「納付済の領収証書」「納期限が過ぎた未納付の納付書」については、同封せず、本人に返却してください。
- (6) 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に京都市市税事務所法人諸税室(特別徴収担当)へ電話で連絡してください。